主な業務内容は以下のとおりである。
・計画準備
・システム構築
・職員用マニュアル書の作成
・説明会の実施
・試行運用（実用性の検証・改良）
・試行運用時のプログラム導入調整並びに確認事項

⑷　履行期間　契約締結の翌日～平成26年２月28日

⑸　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

⑹　本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑺　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行を実施する業務である。

⑻　本業務は予定価格が1,000万円を超えた場合は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格　参加表明書を提出しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア　単体企業

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているものであること。

３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

イ　設計共同体　以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年５月16日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長から土木関係建設コンサルタント業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

１）予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。

３）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　入札参加者を指名するための基準　建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。また、設計共同体の場合は、構成する者の平均により評価する。

⑶　参加表明書に関する要件

１）参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア　同種又は類似業務等の実績　参加表明書を提出する者は、平成15年度～24年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した、下記［１］若しくは［２］の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

設計共同体の場合は、構成員全てが下記［１］若しくは［２］の実績を１件以上有すること。

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

［１］同種業務：河川ＧＩＳ業務

［２］類似業務：河川関係のシステム構築業務

イ　実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年９月５日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年９月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年３月28日付け国官技第361号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

ウ　国土交通省（北海道開発局、港湾空港関係事務に関することを除く）の平成20年度～23年度に完了したＴＥＣＲＩＳに業務成績が登録された土木関係建設コンサルタント業務の平均評価点が、60点以上であること。

なお、当該期間の国土交通省発注業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。

２）配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。

以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（土地・建設産業局（旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は平成25年６月５日を予定する。

①　予定管理技術者、及び予定担当技術者に求める資格

予定管理技術者が以下の要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として指名されない。

予定担当技術者については以下の要件を満たさない者でも配置可能であるが、技術評価点のウェートは０点となる。

・技術士（総合技術監理部門―建設又は電気電子）
・技術士（建設部門又は電気電子部門）
・ＲＣＣＭ（建設又は電気電子）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

②　予定照査技術者に求める資格　予定照査技術者は以下のいずれかの資格を有する者とする。以下の要件を満たさない場合、提出された技術提案書は無効とする。

・技術士（総合技術監理部門―建設又は電気電子）
・技術士（建設部門又は電気電子部門）
・ＲＣＣＭ（建設又は電気電子）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）

３）配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

①　予定管理技術者及び予定照査技術者

予定管理技術者及び予定照査技術者は、

１）参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）

ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。